

第488回岡山地方最低賃金審議会資料一覧

資料目次

- 1 異議申出
 - (1) 岡山県最低賃金の改正に関する異議申し立て書
(労働組合岡山マスカットユニオン) 資料No. 1
 - (2) 2020年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出
(岡山県労働組合会議) 資料No. 2
 - (3) 2020年度岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出
(生協労組おかやま) 資料No. 3
 - (4) 2020年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出
(岡山医療生協労働組合) 資料No. 4
 - (5) 2020年岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出
(岡山地域労働組合) 資料No. 5
- 2 最低賃金の大幅引上げを求める会長声明
(岡山弁護士会) 資料No. 6
- 3 最低賃金審議会議事録等の公開案について 資料No. 7

岡山労働局長 内田 敏之 殿

2020年8月18日

岡山県最低賃金の改正に関する異議申し立て書

岡山市北区岩田町6-11

労働組合 岡山マスカットユニオン

執行委員長

中央最低賃金審議会は2020年7月22日、「新型コロナウイルス感染症拡大による現下の経済・雇用への影響等を踏まえ、引上げ額の目安を示すことは困難であり、現行水準を維持することが適当」であり、地域別最低賃金について「上記見解を十分に参酌しつつ」「審議が行われることを希望」との答申を出しました。岡山地方最低賃金審議会は、中央最低賃金審議会に対して、ほぼ完全に追随する方向で、8月5日、現行の1時間あたり833円の最低賃金を「834円」とする「意見提出」を行いました。コロナ情勢によって大勢うまれている困窮した労働者の立場を、親身に考えたうえで審議したとはとうてい思えないような「答申」は、本当に許し難いというほかありません。今回のような事態にも対応できる新しい最低賃金保障制度をつくることを求めます。

私たちは、今回の意見に対し異議を申し立て、改めて以下の要求を提起します。

- 1: 早急に最低賃金時給「1500円」以上とすること。且つその金額が、税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1200円」以上であること。
- 2: いわゆる「非正規」雇用、短期雇用といった、雇用の不安定な労働者については、労働時間を短く抑えられていることが多いので、生活安定のため早急に最低賃金を1よりも大幅に高い水準とすること。
- 3: 岡山県内に避難してきている東日本大震災被災者および、西日本大水害によって生活基盤を破壊された被災者については、期間の定めのない直接雇用をされるまでの間、最低賃金を1よりも大幅に高い水準とする措置を行うこと。
- 4: 岡山県内で勤務する「コロナ」によって影響を受けている、あるいは、受けるであろう職種、職場の労働者に対し（いわゆるフリーランスと言われる層も含め）、「危険手当」、収入減少および失業への「備え」の意味においても、最低賃金を1よりも大幅に高い水準とする措置を行うこと。
- 5: 最低賃金審議会については早急に、専門部会も含めた審議の全面公開、公聴会の開催、議事録の全面公開など、開かれた運営方法に改める措置を早急に実現すること。
- 6: 審議会の本審省略は行わず、十分に時間をかけた審議を行うこと。
- 7: 「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多い合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に選任・補任する措置を早急に実現すること。
- 8: できるだけ早く、1から7の方向で（最低賃金のアップのための雇用助成金制度の創設と一体で）全国全産業一律の新しい最低賃金制度を確立するように、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

理由

- 1: 憲法25条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」とは、労働者がただ単に「飢えて死なない」最低限度であればよいのでなく、家族や友人と「ささやかなぜいたく」を楽しむことのできる生活基盤としての賃金の水準が保障されるという意味である。
- 2: 多くの労働者が、外注化・「非正規」職化、多発する災害、コロナによる世界大不況によって不安定な立場になりつつあるなか、現在の最低賃金の水準ではとうてい安心して暮らすことができない。政府による公的支援がまったく不足している現状では、現行の「最低賃金」を上回っていても「最低限度の生活」すらできないのが、日本社会の実情であること。
- 3: 企業に対しては既に様々な助成金制度があるのに、最低賃金を明確に底上げする為の制度はないこと。
- 4: 最低賃金の水準が低いままに抑え込まれていることが、年金・保険制度の空洞化、崩壊状態につながっていること。
- 5: 今日、賃金は上昇しているようにも言われているが、「消費税10%増税等による物価の上昇が目立ち、そもそも正規雇用自体が少なく、派遣、契約社員などの非正規雇用が多い。最低賃金ギリギリの賃金水準は、非正規雇用の労働者に適用されることが多く、生活の安定をはかるには大幅な最低賃金の底上げこそが必要であること。

以上



2020年8月19日

岡山労働局長
内田 敏之 様岡山県労働組合会議
岡山市北区春日町5-6
議長
TEL:086-221-0133
FAX:086-221-3595

2020年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出

岡山地方最低賃金審議会は8月5日、2020年度最低賃金について「1円」とする答申を決定しました。中央最賃審議会が「引き上げ凍結」の答申を出す中、低額とはいえ引き上げの答申を出されたことに、関係審議委員の皆様のご努力に深く敬意を表します。

しかし、私たち岡山県労働組合会議は、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきました。本年の答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるものであり、とうてい承服することはできません。

以下に異議とその理由を述べます。

① 労働者の生活と地域経済が悪化する

最低賃金法第9条3項は「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」としています。この点から最低賃金額は、「8時間働けば、健康で文化的な最低限の生活ができる水準」でなければいけないことになります。

834円という答申通りの改定がされたとすると、月収14万4千円程度（月173.8時間労働）、年収は約170万円にすぎません。人ひとりがまともな生活を営むことは不可能な水準です。

感染拡大の中でも活躍しているエッセンシャル・ワーク（必要不可欠労働）の労働現場は、その多くを低賃金の不安定雇用労働者が支えています。また、かつては家計補助的なものだったパート労働も現在では家計の主たる担い手になっている実態があります。これらの人々と産業を支え、日本経済の持続的発展と国民の健康を守るためにも最低賃金の大幅引き上げは欠かせません。

現在直面している経済悪化は、コロナ禍以前からの賃金低下、消費税の引き上げなどによる個人消費の落ち込みから始まっています。低すぎる最低賃金が賃上げを抑制し、貧困



と格差を固定化するよう作用しています。コロナ禍にあっても上場企業の3月末決算は黒字であり、大企業の内部留保は前年同期比で19兆円も増えています。政府は、GOTOトラベルなどに巨額の税金をつぎ込む一方で、中小企業が最低賃金の引き上げができる有効な中小企業支援策を示していません。

コロナ禍で苦しむ中小企業への十分な支援策を行なえば、大幅な引き上げや全国一律制度の確立は十分に可能であり、そのことが、コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースになると確信します。現在の経済を活性化するには、国民の消費購買力を向上させること以外に道はありません。コロナ危機から労働者の生活と中小企業の経営、国民生活を守り、経済回復を実現するために最低賃金を今すぐ1,000円以上に引き上げてください。

② 生計費原則に基づいた最賃改定を

今回の答申額決定にあたり、コロナ禍による経営悪化を考慮し使用者側からは「凍結=0円改訂」とする強い主張がありました。この主張の背景には「企業収益の分配」として考える「支払能力論」があり、賃金が「労働の適正な対価」とあるという大原則を見失っています。労働者の多くが賃金に依存して生活を構成していることを勘案すれば、賃金は生存権を保障する水準が保障されるべきであり、「払えるかどうか」で決めるのは誤りです。

岡山県労働組合会議は、2月～6月にかけて最低生計費試算調査にとりくみました。この調査は、岡山で普通の生活、人前に出て恥ずかしくない、人としての尊厳が保障された生活を送るためには幾ら必要なのかを明らかにすることを目的としています。

3657人分のデータを集め、今回は、10～30代の一人暮らしの若者(265人分)のデータの分析し、男性は月額248,511円、女性は月額254,812円(ともに税・社会保険料込み。年収にして約300万円)が必要であることが分かりました。

この金額を、ワーク・ライフ・バランスに配慮した労働時間(月150時間)で時間給換算すると、男性で1,657円、女性で1,699円となります。以上から、岡山で普通に生活するには時間給にして1,657円以上が必要であると結論付けることができます。

これまで20都道府県で調査が行われており、同水準の結果となっています。昨年実施された東京都では1,642円以上必要との結果が公表されました。直近では沖縄県で1,642円以上、長野県で1,699円以上との結果が公表されています。つまり、最低賃金は全国一律で1,500円以上に引き上げることが求められます。

③ 公正な審議がされていない

最低賃金審議会の本審は全て傍聴できますが、専門部会は第1回目しか傍聴できません。改定に当たり労使双方からどのような主張がされているのか、どのような資料が配布されているのかを知るためには情報開示請求しなければ知ることはできません。公正な審議には審議過程の公開が必要です。

中央最低賃金審議会運営規定の第6条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」と定められています。

専門部会の議論の過程で「個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される」事態があるとは考えられません。また、非公開にする理由はまったく説明されていません。

審議経過がまったく見えないなら最低賃金に対する社会的不信は高まります。このような不公正な審議によって決められた引き上げ額を認めることはできません。異議に関する審議会も含めて、すべての審議過程を公開することを強く求めます。

おわりに

岡山県労働組合会議は、今回の低額の「一円答申」に強く抗議します。そして、改めて最低賃金を全国一律で1,500円以上に引き上げるよう求めます。最低賃金はすべての労働者の賃金と生活にかかわり、地域経済の行方を左右する重要な施策です。コロナ禍でその重要性がいっそう高まっています。

労働者の生活の安定、経済の健全な発展に寄与する最低賃金の引き上げ答申をお願いします。

以上

2020年8月19日

岡山労働局長
内田 敏之 様生協労組おかやま
副委員長
岡山市南区藤田 564-178
電話 086-296-5174

2020年度岡山地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出

貴職が労働者の生活向上と働くルールを守るための労働行政にご奮闘されていることに敬意を表します。

今回の最賃改定にあたり、中央最賃審議会が「引上げ凍結」の答申を出し、岡山地方最低賃金審議会で「1円」とする答申を決定しました。しかし、「1円」の答申は使用者側の言い分のみを配慮した結果としか思えず、低賃金労働者の暮らし改善を目指す最賃の目的を踏まえて審議した結論とは思えません。今回の改定額では不十分であると考え、審議のやり直しを求めます。

① 暮せない最低賃金が全く解消されていない

今や全労働者の4割を非正規労働者が占めています。非正規労働者の多くは最低賃金に抵触しない程度の低時給で働いており、収入確保のためにダブルワークやトリプルワークをせざるを得ない実態に追い込まれています。非正規労働者の中には、シングルマザーやシングルファーザー、独身者など世帯主が多く存在します。また夫婦共に非正規労働者の割合も高くなっており、低賃金が子どもの暮らしにも影響を与えています。7人に1人と言われる子どもの貧困の原因にもなっています。

「1時間834円」で1カ月の賃金を算出（1ヵ月8時間×22日）すると146,784円、1年間では1,761,408円となり昨年より2,112円増えるだけです。これは年収200万以下のワーキングプア（働く貧困層）から脱出しておらず、低賃金労働者の人間らしい生活を保障しない我慢をおしつける政策に他なりません。「2020年までに最低800円、全国平均1000円」を目指す政労使合意を無視しています。

低賃金化を食い止めるためにもこの水準の引き上げでは納得できません。憲法の保障する健康で文化的な暮らしには程遠い状況です。最低賃金は「賃金の最低額」を保証するためのものであり、当然その金額でまともな暮らしができるものでなければなりません。人間らしい暮らしのためには8時間働けば暮らしていける水準にまで賃金を引き上げることが必要です。

憲法25条の生存権、労働基準法第1条の人たるに値する生活保障や、最低賃金法第1条の賃金の最低額保障の原則に則った審議のやり直しを求めます。

② 全国どこでもくらしでも生活費は変わらない

生協で働いている労働者はどこでも同じ様な仕事に従事していますが、地域により賃金格差が生じています。地域間格差は地方から都市部への人口流出をもたらします。地域別最低賃金を人口動態調査と重ね合わせてみると、地域間格差が最低賃金の低い地域から高い地域へ流出させ



このことが地域経済を疲弊させる一因にもなっていることが見てとれます。

全労連が全国 20 都市で「最低生計費試算調査」を実施した結果、全国どこでも生活には月額 22～24 万円（時給 1,500 円以上）が必要となっており、大きな格差は存在しません。東京に比べ家賃が低い地方でも車が必需品で維持費が必要だったり、冬の暖房費がかさんだりと全国のどこで暮らしても生活にかかる費用はほぼ同じということが明らかになっています。

岡山県労働組合会議は 2 月～6 月にかけて最低生計費試算調査に取り組みました。3,657 人分のデータから抽出した 10～30 代の一人暮らしの若者 265 人分のデータを分析し、男性は月額 248,511 円、女性は月額 254,812 円（ともに税・社会保険料込み。年収約 300 万円）が必要であることが分かりました。この金額を月 150 時間の労働時間で時給換算すると、男性で 1,657 円、女性で 1,699 円となります。この金額は決して贅沢できる金額ではありません。1K アパート家賃 34,000 円に住み、中古軽自動車を所有し、自動車関連費は月 25,000 円。朝晩は家で食べ、昼はコンビニ弁当 400 円、2 ヶ月に 3 回友人と飲み会（1 回 3500 円）など、つつましい若者の暮らしを実現するために必要な金額です。

+1 円の答申では、健康で文化的な人間らしい普通の暮らしはできません。最低賃金を 1000 円以上に引き上げることを前提に審議をやり直してください。

③世界はコロナ禍の中で賃上げをしている

世界中に蔓延している新型コロナウイルス感染の中で、エッセンシャルワーカーと言われる生活に欠かせない労働者が感染の危険と隣り合わせの中で働き、暮らしを守っています。その労働者の多くが非正規労働者です。暮らしに欠かせない労働にも関わらず、最賃に張り付いた低賃金で働いています。エッセンシャルワーカーの安定した暮らしを保障することは継続的に働ける職場につながります。海外では、コロナ禍であっても最低賃金をイギリスは 6.2%、アメリカはコロラド州など 4 州で 15 ドル（1600 円）に引き上げています。

最低賃金の引き上げで国民の健康と暮らしを守り、国内需要を活性化させる政策が求められています。金額の低さに異議を申立て、1000 円以上に引き上げることを求めます。

④県民・労働者の知る権利が侵害されている

私たちは全ての審議を完全に公開することを求めてきました。審議の公開・透明化は民主主義社会においては当然のことです。働く者の生活に重大な影響を与える賃金に関することが、密室でなければ議論できない特別の事情があるとは思えません。実際、鳥取地方最低賃金審議会ではすべての審議が公開され、公開することで何らかの不都合が生じているということは耳にしています。また、審議会・労働者委員は県労会議が推薦する候補者は毎年排除されています。明確な任命基準が示されていない以上、労働組合間差別が行われているとしか考えられません。このような状況で決められた引上げ額を受け入れることはできません。速やかな審議のやり直しをお願いします。

以上

2020年8月19日

岡山労働局長
内田 敏之 様

岡山医療生協労働組合

岡山県中区赤坂本町 11-40
086-273-3894

2020年度岡山県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、岡山地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を1円引き上げ、834円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、1円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。今年は例年になく審議が長引いたということで、さまざま議論いただいたことと思います。しかし、ゼロ回答ではないものの、「1円」という金額は、到底納得できるものではありません。

岡山労働局のホームページには、2019年のとりくみとして『働き方改革』の実行を通じ、ワーク・ライフ・バランスを確保し、労働生産性の向上と賃金の引き上げを推進することで——働く方一人ひとりが良い将来の展望を持ち得る働き方を目指すものであり、労働行政の果たすべき役割は極めて大きい。』と書かれてあります。まさに、その通りだと思います。

最賃制度の運営については、「地域や産業の実情等を踏まえ」と書かれてありますが、なによりも労働者の実情をまずはよく踏まえていただきたいと思います。また、消費税が10%になるという大きな変化に対して、今回の審議にはその影響が具体的にどのように考慮され、反映されているのか、明らかにしていただきたいと思います。ご承知のこととは思いますが、消費税が開始されてからの31年間で所得税・住民税の徴収額は275兆円も減額となったとのこと。これは、非正規雇用が増えたこととともに、労働者に税金を払える体力がなくなっているという現れではないのでしょうか。このように、失業者や非正規雇用・生活保護に頼らざるを得ない人が増えるなどして、税収自体が下がることは、結局は長い目で見れば自治体にとってもマイナスではないのでしょうか。最賃を上げて、働ける人・暮らしていける人・税金を払える人を増やすことが、岡山県の健全な財政づくりにとっての基本ではないかと考えます。消費増税の影響により、1円程度の最賃引き上げでは、実質は引き下げ状態といっても過言ではないことを考慮いただきたいと思います。

また、最賃を上げるにあたり、中小企業への援助を国・自治体ともに行うことも不可欠ではないかと考えます。現在のコロナの影響の下では、なおさらです。中小企業の資金面での難しさを最賃を大幅に上げられない理由にするのではなく、最賃を上げることを軸に据えて、しくみづくりを構築していただかなければ、この先大幅な最賃アップは望むべくもありません。そうなれば、この機にとりくんだ最低生計費調査で明らかになった岡山で暮らし続けるための必要時給1,657円との乖離(差額:824円)は埋まることは難しいと思われる。

労働局の2019年のとりくみとして、「人材確保支援や多様な人材の活躍推進、人材投資の強化」という項目も挙げられていましたが、(1)のイに「地方創生に向けた地域雇用対策」というものがあります。岡山県で働き続ける人材を確保することを考えれば、まずは都会との最低賃金の格差を埋めなければ、抜本的な解決にはつながらないのではないのでしょうか。どんなに岡山が暮らしやすいと感じ、愛着があっても、生計費が変わらない都会との賃金を比べてしまえば、岡山を働く場所として選ばない・選ばな

2.8.20

岡労収基

第3号

い人が一定数出てくるのはしかたのないことではないかと感じます。まずは最賃の大幅なアップ、そして全国一律最賃制定にむけて、ご一緒にとりこんでいただきたいと思います。

同じく、(1) のアでは、「福祉分野の人材不足が顕著」ということが言われています。また、(3) には、女性の活躍推進についてもふれられています。医療・介護等福祉の現場は、まだまだ女性の割合が多いのが実情です。対人援助職であると同時に専門職でもあり、体力的・精神的にも多くのことが要求される職種ですが、賃金はそれに見合ったものにはなっていません。わたしたちがこの間掲げている特定最賃を実現していただくことで、一定の解決が得られるのではないかと思います。また、福祉が充実している自治体というのは生活する場所としても魅力的なので、全体の最賃が引き上がることと連動すれば、(1) のイの解決策としても機能するのではないのでしょうか。(なお、労働局ホームページには2020年版が見当たらなかったため、すべて2019年のものを参考とさせていただきます。)

日本国憲法第25条には、私たちがどのように暮らすことを“国や、自治体が”保障するかが書かれています。ぜひ、憲法を遵守する立場で、最低賃金決定についても臨んでいただきたいと思います。最後に申し添えます。

つきましては、今年度の岡山県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は129円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の観点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

2020年8月18日

岡山労働局長
内田 敏之 様

岡山地域労働組合
執行委員長
岡山市北区春日町5-6
TEL:086-221-0133
FAX:086-221-3595

2020年度岡山地方最低賃金審議会の答申に関する異議申出

岡山地方最低賃金審議会は8月5日、2020年度最低賃金について「1円」とする答申を決定しました。中央最賃審議会が「引き上げ凍結」の答申を出す中、低額とはいえ引き上げの答申を出されたことに、関係審議委員の皆様のご努力に深く敬意を表します。

しかし、私たち岡山地域労働組合は、広がる労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と考えてきました。本年の答申は最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たすものでなく、労働者・国民の生活の先行き不安をさらに増幅させるもので承服することはできません。

以下に異議とその理由を述べます。

戦後最悪のGDP下落の中、日本経済の回復のために最低賃金引き上げで暮らしの改善、中小企業支援の大幅な拡充が必要です。

8月17日、内閣府は2020年4-6月の国内総生産(GDP)速報値が前期比7.8%、年率換算で27.8%の減少と発表しました。これは、昨年10-12月期以降、3期連続のマイナスです。

この状況は、昨年10月の消費税10%への増税の打撃から回復しない状況で、コロナ危機が直撃したものです。こうした深刻な事態の中で暮らしをあたためる抜本的な経済対策が求められています。

日本経済が不可逆的な経済破壊とならず、早く回復するため、最低賃金を1000円以上に引き上げて、労働者の雇用・賃金・権利を守るとともに同時に、コロナ禍で苦しむ中小企業支援策を大幅に拡充する施策の実現を求めます。

以上



岡弁庶第208号
令和2年8月17日

岡山地方最低賃金審議会 御中

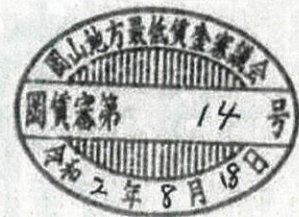
岡山弁護士会
会長

会長声明の送付について

当会では、別紙のとおり会長声明を発しましたので、送付致します。

記

最低賃金の大幅引上げを求める会長声明



最低賃金の大幅引上げを求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会は、本年7月22日、厚生労働大臣に対し、本年度の地域別最低賃金額改定について、引上げ額の目安を示さない旨の答申を行った。例年、各地域の地方最低賃金審議会は、この答申を参考として、地域別最低賃金額を各労働局長へ答申し、その答申を受けて各労働局長が具体的金額を決定する。

本年8月5日、岡山地方最低賃金審議会は、岡山労働局長に対し、地域別最低賃金額を834円とするよう答申を行った。

これらの答申は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって景気が後退していることに配慮したものと考えられる。

しかしながら、時給834円という水準は、岡山県の最低賃金の引上げが見送られたに等しく、地域間格差の是正はもとより、低賃金で働くことを余儀なくされている労働者の生活改善も先送りとなってしまう。

- 2 最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上等を図ることにある（最低賃金法（以下「法」という。）第1条）。

しかし、時給834円という水準では、フルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）で働いても、月収は14万4560円（年収は173万4720円）に留まる。現時点の我が国の社会状況に鑑みた場合、同金額をもってしては、各種の給付の存在を考慮したとしてもなお、労働者が健康で文化的な生活を営んでいくこと、子どもを生き育てていくことは極めて困難である。したがって、上記金額では、法の目的を達成するに足りる水準に達しているとは言えない。

- 3 現在の最低賃金法では地域別最低賃金制度が採用されているため、2019年度（令和元年度）地域別最低賃金では、最も高い東京都では1013円、最も低い15県は790円であり、223円もの賃金格差が発生している。

岡山県でも、隣接する広島県の最低賃金（８７１円）とは３８円、同じく兵庫県の最低賃金（８９９円）とは６６円もの格差が生じている。１日８時間、１か月２２日間働くとする、１か月分の賃金格差は、広島県との間で６６８８円、兵庫県との間で１万１６１６円にもなる。

このような賃金格差は、年々拡大している。２００８年度（平成２０年度）の最低賃金は、岡山県が６６９円であったところ、広島県は６８３円（１４円差）、兵庫県は７１２円（４３円差）であった。

最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係がみられるところ、このような事態を放置すれば、今後、さらに賃金格差が拡大し、岡山県外に労働力が流出する事態につながりかねない。

都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化の上でも有益であるから、政府においても、早急に、最低賃金の地域間格差の是正、全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討を開始すべきである。

- ４ 以上のような考え方に対しては、今般、新型コロナウイルス感染症による景気低迷で、特に中小企業の経営は厳しくなっていることから、最低賃金引上げは企業の負担となり、ひいては解雇や雇止めが増え雇用が一層悪化する懸念より、引上げを抑制すべきという議論もある。

確かに、中小企業に対する支援は、社会保険料の減免や減税、雇用調整助成金の継続と充実等の施策によって十分に行われるべきではある。

その上で、「労働者の生活の安定」を図るという法の目的に照らし、雇用を守りつつ、労働者の生活底上げのため、最低賃金引上げの流れは維持しなければならない。今や雇用労働者の約４割が非正規雇用であり、非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者の割合は増加傾向にある。新型コロナウイルス感染症対策の最前線となる医療・介護関係や流通・小売関係の労働者についても、最低賃金近傍の賃金で働いている労働者は多い。そのような労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯であり、緊急事態に対応す

るための十分な貯蓄もない。

- 5 政府は、2010年（平成22年）6月18日に閣議決定された「新成長戦略」において、2020年（令和2年）までに全国加重平均1000円にするという目標を明記していた。しかし、2019年（令和元年）現在の最低賃金額は、全国加重平均で901円にとどまり、近年の引上げ幅を考えると、この政府目標は達成困難と言わざるを得ない。もっとも、政府は、2019年（令和元年）6月21日、閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、改めて「より早期に全国加重平均が1000円になることを目指す。」と宣言していることから、政府目標を達成するために最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠である状況に変わりはない。

岡山労働局長は、早急に地域間の最低賃金格差を是正すべく、少なくとも最低賃金を全国加重平均（2019年度（令和元年度）で901円）の水準に引き上げるべきである。

当会は、2019年（令和元年）7月16日にも最低賃金の大幅引上げを求める会長声明を発出したが、引き続き労働者の生活の安定及び労働力の質的向上を図るため、岡山労働局長に対して、岡山地方最低賃金審議会に再審議を求めた上で、地域別最低賃金額を本年度より67円以上引上げ時給901円以上に決定することを求める。

2020年（令和2年）8月17日

岡山弁護士会

会長 XXXXXXXXXX

最低賃金審議会議事録等の公開案について

資料No.7

1 現状の岡山局での公開方法等

公開方法については、文書閲覧窓口(労働局賃金室)に審議会台帳(内容は閲覧可能な、議事録、議事要旨、資料写等の写しを編綴)を備え付け閲覧に対応。(議事要旨の参考例は、別添1のとおり。)

審議会台帳で、閲覧できる議事録等は別添2「審議会等に係る議事録等の公開について」の「2 文書閲覧窓口で閲覧可能な議事録等」のとおり。

また、情報公開法に基づく開示請求があった場合は、別添2の「注意書き」にある不開示情報を除きすべて開示している。

2 令和2年度以降の公開方法等(情報公開法に基づく開示請求を除く。)

(1)公開方法

- ・文書閲覧窓口(労働局賃金室)に備え付けの審議会台帳の閲覧による方法(継続)
- ・岡山労働局ホームページに電子媒体を掲載する方法(新規)

※上記2つの方法について公開する文書等は同じ扱いとする。

(2)公開内容

別添2の「3 R2年度以降 文書閲覧窓口で閲覧可及び労働局ホームページへ掲載される議事録等(事務局案)」のとおり。

基本は、審議会等の公開・非公開で、公開となっている場合は、議事録を公開、非公開となっている場合は、議事要旨を公開としている。

なお、審議会及び専門部会で提出された資料については、情報公開法上の不開示情報部分を除き、すべて公開とする。

3 議事録作成に時間を要する場合の議事要旨の作成

議事録を公開する審議会等(専門部会を含む。)が開催された場合で、議事録作成に時間を要する場合は、可能な限り速やかに議事要旨を作成公開し、後日議事録公開に切り替える。

4 議事録の内容確認について

文書閲覧窓口及び労働局ホームページで公開する議事録については、当該審議会等へ出席した委員全員へメール等で議事録案を送付し、確認を受けることとする。

それ以外の議事録については、従来どおり、議事録へ署名を行う委員のみへ内容確認することとする。

議事要旨の参考例

第〇回 〇〇地方最低賃金審議会（専門部会）議事要旨

1 日時 平成×年×月×日（ ）××：××～××：××

2 場所 ××××会議室

3 出席者 公益委員 ×名
労働者側委員 ×名
使用者側委員 ×名

4 議題

- (1) ××××について
- (2) . . .
- (3) . . .

5 議事要旨

議題(1)について

- ・事務局より「×××・・・」について説明を行い、その後「×××・・・」について意見交換が行われた。
- ・労働者代表委員からは、「×××・・・」との主張があった。
- ・使用者代表委員からは、「×××・・・」との主張があった

議題(2)について

.....

議題(3)について

.....

○審議会等に係る議事録等の公開について

1 審議会等の公開・非公開状況

本審(金額審議、異議審以外)	専門部会1回目(金額審議以外)	専門部会2回目以降(金額審議)	本審(地賃の金額審議、採決)	地賃の異議審	特定部会1回目(金額審議以外)	特定部会2回目以降(金額審議)	本審(特定の金額審議、採決)	特定の異議審
公開	公開	部会長判断で非公開	公開	会長判断で非公開	公開	部会長判断で非公開	会長判断で非公開	会長判断で非公開

2 文書閲覧窓口(労働局賃金室)で閲覧可能な議事録等(H24年度本審で検討しH25年度から変更した取扱い)

本審(金額審議、異議審以外)	専門部会1回目(金額審議以外)	専門部会2回目以降(金額審議)	本審(地賃の金額審議、採決)	地賃の異議審	特定部会1回目(金額審議以外)	特定部会2回目以降(金額審議)	本審(特定の金額審議、採決)	特定の異議審
議事録	議事録	議事要旨	議事要旨	議事要旨	議事録	議事要旨	議事要旨	議事要旨

※審議会等(専門部会、小委員会を含む)資料は、情報公開法上の不開示情報を除きすべて閲覧可

3 R2年度以降 文書閲覧窓口で閲覧可及び労働局ホームページへ掲載される議事録等(事務局案)

本審(金額審議、異議審以外)	専門部会1回目(金額審議以外)	専門部会2回目以降(金額審議)	本審(地賃の金額審議、採決)	地賃の異議審	特定部会1回目(金額審議以外)	特定部会2回目以降(金額審議)	本審(特定の金額審議、採決)	特定の異議審
議事録	議事録	議事要旨	議事録	議事要旨	議事録	議事要旨	議事要旨	議事要旨

※審議会等(専門部会、小委員会を含む)資料は、情報公開法上の不開示情報を除きすべて閲覧可及びホームページ掲載

(注) 審議会(専門部会を含む)の議事録の作成は必須であり、情報公開法に基づき開示請求があった場合は、議事録については、以下の不開示情報を除きすべて開示することとなる。

(議事録不開示情報)

- ① 委員署名(自署のみ、記名を除く)
- ② 印影(行政庁の印影を除く)
- ③ 参考人の氏名、住所、所属企業・団体の名称等
- ④ 審議における各委員の発言のうち、具体的な最低賃金の改正希望額やその根拠等、これを明かすことにより率直な意見の交換を妨げるおそれのある情報

